

字の区域の変更について

下記のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

平成31年2月20日 提出

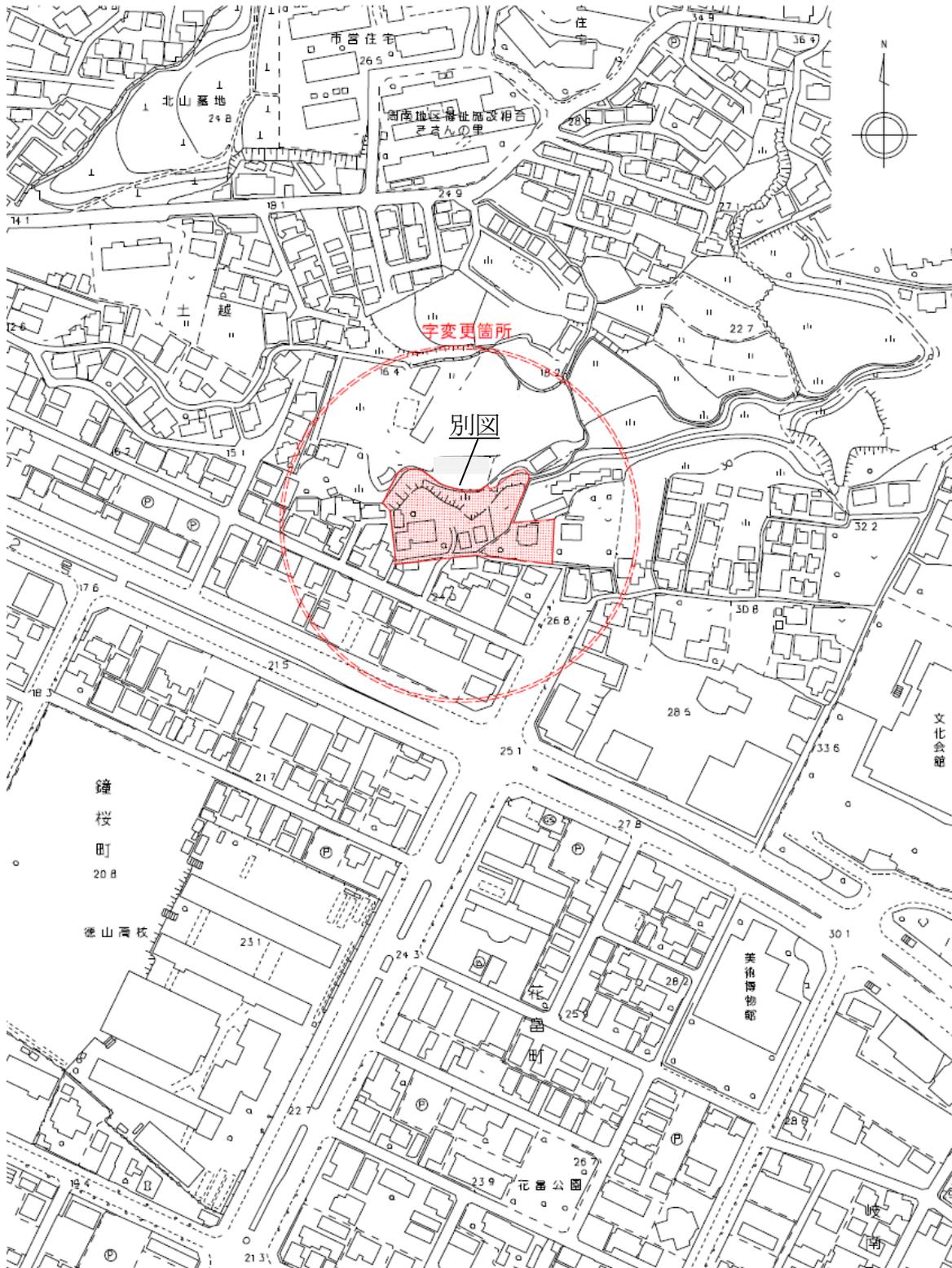
周南市長 木 村 健 一 郎

記

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
徳 山	新 堀	徳 山	土 越	6 7 2 5 番	田
〃	〃	〃	〃	6 7 2 6 番	〃
〃	〃	〃	〃	6 7 2 7 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	6 7 2 7 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	6 7 2 7 番 3	〃
〃	〃	〃	〃	6 7 2 7 番 4	宅 地
〃	〃	〃	〃	6 7 2 8 番	畑
〃	〃	〃	〃	6 7 2 9 番	田

処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。

(参考)



位置図

別図

土地の表示
周南市大字徳山字土越、字新掘

